



1 か月児等健康診査費助成事業のご案内

生後間もない時期は、赤ちゃんの体重増加や育児の方法など、心配なことが多くあると思います。また、お母さんの体調も変化しやすい時期であり、安心して育児ができるよう、相談できる機会として健診を受けることは大切です。

養父市では、生後2週間児健診及び1か月健診を受けられた費用を助成します。

対象

養父市に住民登録があり、生後2週間健診・1か月児健診を受けた児の保護者

※1か月健診については、R5.4.1以降にうけた健診が助成の対象です。

※産婦健診として2週間・1か月健診を受けた場合は「産婦健康診査費助成制度」の対象です。



助成額

生後2週間児健診及び1か月児健診の費用を全額助成（保険診療分を除く）



受診及び助成の方法

○生後2週間児健診及び1か月児健診を受診

- ・病院の指定する日に受診し、母子健康手帳に、受診の記録をしてもらってください。
- ・費用を窓口でお支払いください。

○受診後の手続き

- ・下記の「手続きに必要なもの」を持参し、子育て応援課（養父地域局2階）で手続きをしてください。（*市役所健康医療課では手続きできません）
- ・後日、口座に費用をお返しします。
- ・1か月健診後にまとめて申請してください
- ・申請期間：1か月児健診受診日から1年以内



手続きに必要なもの

- ・養父市1か月児等健康診査費助成金交付申請書兼請求書（子育て応援課窓口またはホームページ）
- ・生後2週間及び1か月健診受診時の領収書、明細書
- ・母子健康手帳
- ・振込先の口座がわかるもの（保護者のもの）

お問い合わせ先：養父市こども・夢・えがお部 子育て応援課 ☎079-664-0315

〒667-0198 養父市広谷250-1 養父地域局2階

